

令和5年度高知県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、令和5年度高知県がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、厚生労働大臣が指定したがん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院（以下「補助事業者」という。）が、地域におけるがん診療の円滑な実施を図るとともに質の高いがん医療の提供体制を確立するために実施する別表第1に掲げる事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助率及び補助対象経費は、別表第2に定めるとおりとし、次に掲げる方法により算出するものとする。ただし、算出された補助額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第2の第1欄に定める基準額と同表の第2欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に同表の第3欄に定める補助率を乗じて得た額を補助額とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとし、関係書類を添えて1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときには、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)又は補助対象経費の増額若しくは20パーセントを超える減額を行うときは、あらかじめ別記第2号様式による補助金変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ前号の補助金変更(中止・廃止)承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助金及び補助事業に係る証拠書類等の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかななければならないこと。
- (8) 補助金の交付を申請するに当たっては別記第3号様式により、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (9) 補助事業の実施において物品を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入

基本方針」に基づき環境物品の調達に努めるものとする。

- (10) 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。
- (11) 補助事業の実施に当たっては、別表第3に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (12) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（実績報告）

第8条 規則第11条第1項の実績報告書は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月15日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前条第8号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前条第8号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額を速やかに別記第3号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月10日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限りその効力を失う。ただし、第6条、第7条第4号から第7号まで及び第10号並びに第8条第3項の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1-1 (第2条関係)

がん診療連携拠点病院

補助事業	事業の内容
<p>1 がん医療従事者研修事業</p>	<p>がん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築により、がん患者とその家族が抱える様々な苦痛、悩み及び負担に応えるため、がんの薬物療法、放射線治療等の専門的な医療の提供、多職種によるチーム医療の推進、がん患者・経験者の就労を含む社会的な課題に対する支援等が必要であることから、がん診療連携拠点病院において、がん医療に携わる医療従事者を対象とした効果的かつ効率的な研修を行う。</p> <p>(1) 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、地域のがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関するのための研修の開催</p> <p>(2) (1)のほか、地域のがん医療の質の向上のため実施する、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスの開催</p>
<p>2 がん診療連携拠点病院ネットワーク事業</p>	<p>がん診療連携拠点病院間の密接な連携を図るとともに、地域におけるがん医療情報の収集、診療支援医師の派遣、研修計画の調整等を行うため、都道府県がん診療連携拠点病院に「都道府県がん診療連携協議会」を設置する。また、各医療機関の要請に応じて、がんの専門医を派遣するなどの診療支援を行うとともに、研修に参加しやすい環境を整備するため、専門医等の養成研修期間中の代診医等を確保する。さらに、がん診療施設情報ネットワークシステムを国立研究開発法人国立がん研究センターのシステムと接続し、多点テレビ会議システムによるメディカルカンファレンス等を行うことにより、全国の研究・診療レベルの施設間及び地域間格差の是正を図る。</p> <p>(1) 都道府県がん診療連携協議会への出席</p> <p>(2) 地域の医療機関に対する共同診療計画の作成等による支援</p> <p>(3) 都道府県がん診療連携拠点病院において実施されるがん医療従事者研修等への所属職員の派遣</p> <p>(4) 国立研究開発法人国立がん研究センターにおいて実施されるがん医療指導者養成研修への所属職員の派遣</p> <p>(5) 上記(3)及び(4)の研修に対する派遣の際の代診医等の雇用</p> <p>(6) がん診療施設情報ネットワークシステムの運営管理</p> <p>(7) 地域の医療機関や在宅診療所等の医療・介護従事者とがんに関する医療提供体制及び社会的支援のあり方について情報を共有し、役割分担、支援等について議論する他施設合同会議の開催</p>

3 がん相談支援事業	がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、がん相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行う。
4 普及啓発・情報提供事業	がん患者及びその家族の不安又は疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集又は提供、小冊子、リーフレット等の作成及び配布、市民向けフォーラム等の開催を行うとともに、学校におけるがん教育に外部講師として医師を派遣する事業
5 病理医養成等事業	<p>病理診断等の専門医師が不足している現状から、病理診断業務の軽減及び若手医師を専門医師として養成することが急務であるため、日本病理学会認定施設において、専門病理医の養成及び病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の確保等を実施する事業</p> <p>(1) 病理専門医を養成するための病理医の雇用 (2) 病理診断業務の軽減を図るための病理診断補助員の雇用 (3) 若手医師対象とした病理に関心を持たせるための研修等</p>
6 在宅緩和ケア地域連携事業	<p>がん診療連携拠点病院において都道府県と連携し、都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏（以下「がんの医療圏」という。）の在宅療養支援診療所等のマップやリストを作成する等、患者及びその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備する。また、医療圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力し、在宅緩和ケア地域連携体制の構築を図る。</p> <p>※ がんの医療圏に複数の拠点病院がある場合は、連携して取り組むこと。</p>
7 緩和ケア推進事業	<p>苦痛を抱えた患者に対し、より迅速かつ適切な緩和ケアを提供し、診断時から切れ目のない緩和ケアの提供体制を構築するため、がん診療連携拠点病院における緩和ケアセンターの整備、緩和ケアチーム、緩和ケア外来の運営、院内のがん相談支援センター及びがんの医療圏内の在宅医療機関等との連携並びに緊急緩和ケア病床（入院治療を要する重度の苦痛に緊急的に対応するための病床）の確保を行う。</p>
8 がん患者の就労に関する総合支援事業	<p>以下の(1)又は(2)のいずれかの事業を実施すること</p> <p>(1) 就労に関する相談支援事業</p> <p>がん患者の多くが依願退職又は解雇されるなど、治療及び就労の両立に問題を抱えていると推測されることから、がん相談支援センターへ就労等に関する資格を有する者（社会保険労務士、産業カウンセラー、キャリアコンサルタント等）を配置するとともに、ハローワーク及び産業保健総合支援センター等でがん患者の就労に携わる相談員と情報交換を行う場を設ける等、がん相談支援センターに寄せられる就労に関する相談に対し、適切な情報提供及び相談支援を行う。</p>

	<p>(2) 就労に関する相談支援事業及び治療と仕事の両立支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">① がん相談支援センターに、就労等に関する資格を有する者及び両立支援コーディネーターの研修を受講した相談支援員を専任で配置し、がん患者に対して、診断時から早期にニーズを把握し、継続的に適切な情報提供及び相談支援を週5日以上行う。② がん患者の置かれた事情を総合的に把握するためのツールとして、患者の治療、生活、勤務状況等をまとめた「治療と仕事両立プラン（お役立ちノート）」を活用し、主治医等、会社・産業医及び両立支援コーディネーターによるトライアングル型サポート体制での両立支援を行う。
--	--

別表第1-2 (第2条関係)

地域がん診療病院

補助事業	事業の内容
1 がん医療従事者研修事業	<p>がん診療の質の向上及びがん診療連携協力体制の構築等により、がん患者及びその家族が抱える様々な苦痛、悩み及び負担に応えるため、がんの薬物療法、放射線治療等の専門的な医療の提供、多職種によるチーム医療の推進、がん患者・経験者の就労を含む社会的な課題に対する支援等が必要であることから、がん医療に携わる医療従事者を対象とした効果的かつ効率的な研修を行う。</p> <p>(1) 「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針」(平成29年12月1日付け健発1201第2号厚生労働省健康局長通知の別添)に準拠し、地域のがん診療に携わる医師を対象とした緩和ケアに関する研修の開催</p> <p>(2) (1)のほか、地域のがん医療の質の向上のため実施する、地域の診療従事者を対象とした研修やカンファレンスの開催</p>
2 がん相談支援事業	<p>がん患者及びその家族の不安や疑問に適切に対応するため、相談支援センターにおいて、がん患者及びその家族が持つ医療や療養等の課題に関して、病院を挙げて全人的な相談支援を行う。</p>
3 普及啓発・情報提供事業	<p>がん患者及びその家族の不安又は疑問に適切に対応するため、がんに関する各種情報の収集又は提供、小冊子、リーフレット等の作成及び配布、市民向けフォーラム等の開催</p>
4 在宅緩和ケア地域連携事業	<p>都道府県と連携し、都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏(以下「がんの医療圏」という。)の在宅療養支援診療所等のマップやリストを作成する等、患者やその家族に対し常に地域の緩和ケア提供体制について情報提供できる体制を整備する。また、がんの医療圏内の在宅緩和ケアを専門とする医師等と協力し、在宅緩和ケア地域連携体制の構築を図る。</p>

別表第2-1 (第3条関係)

がん診療連携拠点病院

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1)がん相談支援事業 対象経費のうち、報酬、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当及び時間外勤務手当という。以下この表において同じ。）、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数により算定した額。ただし、上記以外の経費は、知事が必要があると認めた額。</p> <p>ア 7,800 件以下の場合 7,605,000 円</p> <p>イ 7,801 件以上の場合 11,407,500 円とし、 3,900 件増すごとに 3,802,500 円を加算する。</p> <p>(2)緩和ケア推進事業 対象経費のうち、緩和ケア病床確保に係る経費 15,550 円×（緊急病床確保の実施日数－緊急病床確保の実施日数のうち病床利用日数）とし、 1,633,000 円以内で知事が必要があると認めた額。ただし、上記以外の経費は、知事が必要があると認めた額。</p> <p>(3)その他の事業 知事が必要があると認めた額。</p>	<p>がん診療連携拠点病院機能強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当及び時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費に限る。）、需用費（図書購入費、消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、緩和ケア病床確保に係る経費。ただし、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当及び時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業、病理医養成等事業及びがん患者の就労に関する総合支援事業に限る。</p> <p>また、緩和ケア病床確保に係る経費については緩和ケア推進事業に限る。</p>	<p>10 分の 10</p>

別表第2-2 (第3条関係)

地域がん診療病院

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
<p>次により算定した額の合計額</p> <p>(1)がん相談支援事業 対象経費のうち、報酬、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当及び時間外勤務手当という。以下この表において同じ。）、共済費、賃金及び報償費の合計額は、事業実施年度内でのがん相談件数により算定した額。ただし、上記以外の経費は、知事が必要があると認めた額。</p> <p>ア 7,800 件以下の場合 7,605,000 円</p> <p>イ 7,801 件以上の場合 11,407,500 円とし、 3,900 件増すごとに 3,802,500 円を加算する。</p> <p>(2)その他の事業 知事が必要があると認めた額。</p>	<p>がん診療病院機能強化事業に必要な報酬、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当及び時間外勤務手当）、共済費、会議費、賃金、報償費、旅費（国内旅費）、需用費（図書購入費、消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保守料及び広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費に係る経費 ただし、給料、職員手当等（通勤手当、期末・勤勉手当及び時間外勤務手当）及び共済費については、がん相談支援事業に限る。</p>	<p>10 分の 10</p>

別表第3（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団または暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。